

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



平成 29 年 1 月 30 日
商 工 中 金

「グローバルニッチトップ支援貸付制度」適用 ヒト胎盤抽出物製剤で海外シェア拡大に挑む 株式会社日本生物製剤の増産投資を金融面からサポート！

商工中金は、平成 26 年 4 月に「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を創設し、政府の「日本再興戦略」に沿って、特定分野に優れた中小企業等の海外進出をサポートする取り組みを行っています。商工中金が期間 10 年一括償還・成功利払いの長期資金を供給することで融資先の事業リスクを軽減しつつ、民間金融機関と協調して融資に取り組み、対象企業の戦略的な海外事業展開を支援するものです。

商工中金（渋谷支店）は、同制度を活用し、株式会社日本生物製剤（本社：東京都渋谷区、代表者：郭 孫雪娥氏）に対し、地域金融機関と協調して、海外向け医薬品の輸出拡大に必要な国内工場の増産投資資金 1 億円を融資しました。

株式会社日本生物製剤は、慢性肝疾患における肝機能の改善を目的とした医薬品として用いられるヒトプラセンタ（ヒト胎盤）を原料とした医療用医薬品を製造しており、同分野では高い世界シェアを持つグローバルニッチトップ企業です。

今回、同社は、ヒトプラセンタを原料とした医療用医薬品の原料処理工程及び包装工程の効率化を目的に、平成 27 年に竣工した福岡県久留米市内の新工場に追加の設備投資を行い、作業の集約化と自動化による生産性向上並びに海外シェア拡大を目指す内容の事業計画を策定しました。本格稼働は平成 29 年 5 月を予定しています。

商工中金は、本事業が同社の競争力向上につながり、海外市場の開拓に寄与することを高く評価し、地域金融機関と協調して必要資金を融資しました。

これからも商工中金は、国内外の 104 店舗に設置している「中小企業海外展開サポートデスク」を通じて、資金面のみならず各種ソリューション・情報提供等を行い、対象企業の戦略的な海外事業展開を支援してまいります。

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



【株式会社日本生物製剤の概要】

所在地	東京都渋谷区富ヶ谷 1-44-4	資本金	8,000 万円
代表者	郭 孫雪娥	従業員数	180 名 (平成 29 年 1 月現在)
業種	製造業	設立	昭和 45 年 10 月

【参考：グローバルニッチトップ支援貸付制度の概要】

○制度趣旨

日本の産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ世界で存在感を示す中小企業等に対し、海外進出する際に必要な長期資金を供給する、国の産業投資貸付を利用した商工中金独自の融資制度。

○貸付対象者

自社製品・サービスのグローバルシェア拡大を目指し、海外拠点の設立又は拡大並びに海外向け販路拡大等を行う事業計画（商工中金が適当と認めたものに限る。以下、海外事業計画という。）を有する者で、(1)、(2) のいずれか、かつ(3) (4) の要件を満たす者。

- (1) 今後 3 年間の海外事業計画が作成され、かつ、直近の事業年度における海外向け売上高比率が 10 % 以上であり、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高が 5 % 以上増加していること。
- (2) 今後 3 年間の海外事業計画が作成され、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高比率が 5 ポイント以上増加していること。なお、商工中金が認めた場合は、5 年間で達成する海外事業計画の作成も可とする。
- (3) 自社製品・サービスについて、日本国内において一定のシェアを確保していること又は高い技術力・商品力を有していること。
- (4) 日本国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

○資金用途

- (1) 海外現地法人に対する出資金
- (2) 海外現地法人の事業運営に必要な設備の新增設、更新、改良、補修及び無形固定資産の取得等のための設備資金又は海外現地法人の事業運営に必要な運転資金の転貸（親子ローン）
- (3) 自社製品の海外販売を増加させるための設備資金
- (4) 自社製品の海外販売を増加させるための研究開発費

○貸付条件

貸出形式	証書貸付
限度額	5 億円
償還方法	期限一時返済
利率	成功の場合は当金庫所定の利率、不成功の場合 0.6 %
貸付期間	原則 10 年

○利率（成功判定）

利率は、事業の成否に応じた変動金利とする。

現地法人の直近決算（現地法人への出資金・親子ローンの場合）又は債務者の直近決算（国内法人への設備資金、研究開発資金の場合）の経常損益が赤字の場合は 0.6 %、黒字の場合は当金庫所定の利率とする。なお、黒字の場合であっても、海外事業計画期間中（上記貸付対象者（1）の場合は 3 年、同対象者（2）は 3～5 年）、海外向け売上高実績が当該海外事業計画の 80 % 未満の場合は 0.6 % とする。